

発行者情報

- 【表紙】
【公表書類】
【公表日】
【発行者の名称】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【担当 J-Adviser の名称】
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
【電話番号】
【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】
- 発行者情報
2026 年 5 月 29 日
株式会社ジールアソシエイツ
(ZEAL Associate Corp.)
代表取締役 社長執行役員 永門 大輔
東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号
03-6264-2690
取締役 上席執行役員 澁谷 良雄
株式会社 SBI 証券
代表取締役社長 高村 正人
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
<https://www.sbisec.co.jp/>
03-3971-3392
東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
株式会社ジールアソシエイツ
<https://www.zeal-as.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第 3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期中間	第25期中間	第23期	第24期
会計期間	自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日	自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日	自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 8 月 31 日	自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 8 月 31 日
売上高 (千円)	1,249,983	1,594,786	2,618,812	2,842,570
経常利益 (千円)	18,121	53,563	68,196	75,376
当期(中間)純利益 (千円)	15,090	32,432	44,903	56,604
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	35,188	35,188	35,188	35,188
発行済株式総数 (株)	2,928,000	2,928,000	2,928,000	2,928,000
純資産額 (千円)	261,714	322,400	266,523	303,451
総資産額 (千円)	1,409,279	1,708,365	1,738,774	1,654,330
1株当たり純資産額 (円)	89.38	109.15	91.03	103.64
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	15,000 (—)	56.35 (—)
1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	5.15	11.08	15.34	19.33
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.6	18.7	15.3	18.3
自己資本利益率 (%)	5.7	10.4	17.8	19.9
株価収益率 (倍)	410.6	191.0	—	109.5
配当性向 (%)	—	—	32.6	29.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△146,141	168,945	50,572	△201,793
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,951	△20,272	30,015	△2,763
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△110,028	174,505	78,809	△43,364
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	803,369	1,127,844	1,052,586	804,666
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	101 (—)	120 (—)	104 (—)	114 (—)

- (注) 1. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は、就業人員を表示しております。なお、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、第23期、第24期および第24期中間期については潜在株式が存在しないため、第25期中間期は潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
5. 第23期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第23期の財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第24期の財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき永和監査法人による監査を受けておりますが、第24期中間期の中間財務諸表及び第25期中間期の中間財務諸表については永和監査法人の期中レビューを受けております。
7. 当社は、2024年12月5日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。また、2026年3月12日で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しており、株式分割後では第23期は5.00円、第24期は5.64円となります。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業については重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
120	32.0	3.6	4,081

(注) 1. 従業員数は、就業人員を表示しております。なお、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社が属するディスプレイ・イベント業界におきましては、企業のマーケティング活動の活性化に伴う各種展示会やプロモーションイベントの開催需要が堅調に推移いたしました。一方で、宿泊施設や企業のオフィス空間などにおける改装・新装といった設備投資需要は、当中間会計期間におきましては限定的な推移となりましたが、商業施設に関しましては、次期以降の売上計上を見込んだ受注を順調に確保しております。このような環境のもと、当社は、顧客企業の課題解決に向けた高付加価値な空間・体験デザインの提案に注力いたしました。具体的には、リアルな空間価値とデジタル技術を掛け合わせたハイブリッド型の体験提供や、サステナビリティに配慮した設計・施工の提案を強化し、受注単価の向上に努めました。また、利益面におきましては、資材価格や外注費の変動リスクに対し、プロジェクトの初期段階からの厳格な原価管理の徹底、および社内業務の効率化による販売費及び一般管理費の抑制を強力に推進いたしました。

リアルイベント分野の売上高は1,580,041千円となりました。経済活動の正常化や企業のマーケティング活動の再活性化を背景に、イベント・展示会業界全体が力強い回復基調にあります。当社におきましても、主要イベントへの出展支援や大型の運営受託案件の需要を確実に取り込んだ結果、当分野の売上高は大幅に伸長し、全体の業績を牽引いたしました。

商環境分野の売上高は10,009千円となりました。企業のブランド価値向上に向けたショールームや店舗空間への投資意欲は底堅く推移しております。当期におきましては、次期以降の売上計上を見込んだ案件の受注活動に注力したことなどから、当期間における売上高は落ち着いた推移となりました。

デジタル×AI・その他分野の売上高は、4,736千円となりました。企業によるプロモーション活動がリアルイベントへ大きく回帰するなか、前年まで見られたオンライン単独のイベントやデジタルマーケティング施策への特需が一巡いたしました。リアル空間と連動した体験型の映像コンテンツ等のニーズは継続しているものの、当分野単独での受注案件は減少いたしました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,594,786千円（前年同期比27.6%増）、営業利益は58,898千円（前年同期比173.6%増）、経常利益は53,563千円（前年同期比195.6%増）、中間純利益は32,432千円（前年同期比114.9%増）となりました。

なお、当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の中間期末残高は1,127,844千円と前事業年度末と比べ323,178千円の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は168,945千円となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上53,218千円、売上債権の減少額295,622千円、仕入債務の減少額133,987千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は20,272千円となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出17,192千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は174,505千円となりました。これは主に、長期借入による収入280,000千円、長期借入金の返済による支出86,804千円、配当金の支払額16,499千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
エクスペリエンスデザイン事業	1,943,801	115.5	349,016	80.7
合計	1,943,801	115.5	349,016	80.7

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
エクスペリエンスデザイン事業	1,594,786	127.6
売上高合計	1,594,786	127.6

分野の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
リアルイベント分野	1,580,041	149.4
商環境分野	10,009	△92.3
デジタル×AI・その他分野	4,736	△92.3
売上高合計	1,594,786	127.6

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社フロンティアインターナショナル	198,060	12.4

3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、株式会社 SBI 証券を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2025 年 12 月 1 日に株式会社 SBI 証券との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社 SBI 証券（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

（1）債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第 2 条第 2 1 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第 4 8 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第 2 条第 2 1 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 4 8 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

（2）銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

（3）破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c ままでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c ままでに掲げる場合には当該 a から c ままでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない、法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

（4）前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

（5）事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

（6）不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表の作成にあたって利用する重要な会計上の見積り及び判断については、「第 6 【経理の状況】 【中間財務諸表等】 (1) 【中間財務諸表】 【注記事項】 (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ 37,967 千円増加し、1,554,322 千円となりました。この主な変動要因は、現金及び預金の増加 323,178 千円、受取手形及び売掛金の減少 295,622 千円によるものであります。固定資産は、前事業年度末に比べ 16,067 千円増加し、154,042 千円となりました。この主な変動要因は、投資その他の資産のその他に含まれる差入保証金が 17,165 千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は 1,708,365 千円となり、前事業年度末に比べ 54,034 千円増加しました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ 99,974 千円減少し、591,235 千円となりました。この主な変動要因は、買掛金の減少 133,987 千円、1 年内返済予定の長期借入金の増加 58,136 千円、賞与引当金の減少 22,000 千円によるものであります。固定負債は、前事業年度末に比べ 135,060 千円増加し、794,728 千円となりました。この変動要因は、長期借入金の増加 135,060 千円によるものであります。

この結果、負債合計は 1,385,964 千円となり、前事業年度末に比べ 35,085 千円増加しました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ 18,949 千円増加し、322,400 千円となりました。この主な変動要因は、中間純利益の計上及び配当の支払による利益剰余金の増加 15,932 千円、新株予約権の増加 2,808 千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2026年5月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,712,000	8,784,000	2,928,000	2,928,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	11,712,000	8,784,000	2,928,000	2,928,000	—	—

(注) 1. 2026年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,635,200株増加し、2,928,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は10,540,800株増加し、11,712,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2025年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	31,000(注) 1
新株予約権と引き換えに払い込まれる金額	新株予約権1個につき90.6円
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 310,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	344(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2027年12月14日 至 2035年12月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 344 資本組入額 172
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である数は1株とします。ただし、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

当社は2026年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、上記新株予約権の目的となる株式の数は分割後の株式数を記載しております。

2. 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

当社は2026年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、上記新株予約権の行使時の払込金額は株式分割による影響を加味した後の払込金額を記載しております。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受ける者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所（特定取引所金融商品市場を除く。）に上場した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者は、2026年8月期から2029年8月期までのいずれかの事業年度に係る損益計算書における営業利益の額が3億円を一度でも超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、上記における営業利益の額の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案について当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は、当該議案につき当社取締役会で決議された場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

5. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1.に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2.で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の行使の条件
上記(注)3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4. に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

第2回新株予約権

決議年月日	2026年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 55
新株予約権の数(個)	19,400(注)1
新株予約権と引き換えに払い込まれる金額	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 19,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	206(注)2
新株予約権の行使期間	自 2029年3月14日 至 2036年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 206 資本組入額 103
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である数は1株とします。ただし、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

当社は2026年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、上記新株予約権の目的となる株式の数は分割後の株式数を記載しております。

2. 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必

要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

当社は 2026 年 3 月 12 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っており、上記新株予約権の行使時の払込金額は株式分割による影響を加味した後の払込金額を記載しております。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の規定に基づき消滅するものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3. に定める規定による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案について当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は、当該議案につき当社取締役会で決議された場合）は、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

5. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の行使の条件
上記（注）3. に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記（注）4. に準じて決定します。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2026年3月12日 (注)	2,635,200	2,928,000	—	35,188	—	—

(注) 2026年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,635,200株増加し、2,928,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ナガトバランス	東京都中央区勝どき四丁目6番2号	1,494,000	51.02
永門大輔	東京都中央区	569,000	19.43
照井秀浩	神奈川県川崎市川崎区	450,000	15.36
永門優作	東京都渋谷区	360,000	12.29
澁谷良雄	東京都中央区	54,000	1.84
株式会社純光社	東京都江戸川区	1,000	0.03
計	—	2,928,000	100.00

(注) 2026年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。本書に記載の株式数および1株当たり情報等につきましては、これらの株式分割が該当期間の期首に行われたものと仮定して算出しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,928,000	29,280	権利内容に制限のない当社における標準的な株式であり単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 2,928,000	—	—
総株主の議決権	—	29,280	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2025 年 9 月	2025 年 10 月	2025 年 11 月	2025 年 12 月	2026 年 1 月	2026 年 2 月
最高（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。

2. 2025 年 9 月から 2026 年 2 月までにおいては、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。当社は、2026 年 5 月 14 日開催の臨時株主総会で承認可決されました当社定款の一部変更に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。下記役員の異動は、当該移行に伴うものであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長 執行役員	永門 大輔	1975 年 5 月 17 日	1996 年 4 月 ニイクラホーム株式会社入社 1996 年 7 月 株式会社丹創社入社 1997 年 4 月 株式会社フジヤ入社 1999 年 7 月 株式会社エムファット入社 2001 年 12 月 株式会社ジール・インク設立 取締役就任 2004 年 1 月 株式会社ジールアソシエイツ設立 2004 年 1 月 株式会社ジールアソシエイツ 代表取締役就任 2024 年 3 月 株式会社ジールアソシエイツ 代表取締役社長執行役員（現任）	(注) 2	569,000
取締役	専務 執行役員	照井 秀浩	1971 年 2 月 17 日	1994 年 4 月 草月アートプランニング株式会社 入社 1997 年 11 月 有限会社草月企画設計入社 1997 年 4 月 株式会社フジヤ入社 2000 年 6 月 株式会社エムファット入社 2001 年 12 月 株式会社ジール・インク入社 2004 年 1 月 株式会社ジールアソシエイツ入社 取締役就任（現任）	(注) 2	450,000
取締役	常務 執行役員	永門 優作	1980 年 8 月 10 日	2002 年 2 月 株式会社ジール・インク入社 2004 年 1 月 株式会社ジールアソシエイツ入社 2006 年 4 月 同社 取締役就任（現任）	(注) 2	360,000
取締役	上席 執行役員	澁谷 良雄	1985 年 11 月 18 日	2008 年 4 月 株式会社ジールアソシエイツ入社 2021 年 3 月 同社 取締役就任（現任）	(注) 2	54,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	—	今森 教仁	1971 年 9 月 12 日	1994 年 4 月 株式会社ダイコー（現株式会社アステム）入社 1996 年 2 月 谷口昌孝税理士事務所入所 1999 年 10 月 谷口昌孝税理士事務所退所 2000 年 1 月 杉野泰雄公認会計士事務所入所 2001 年 9 月 杉野泰雄公認会計士事務所退所 2001 年 10 月 株式会社アパマンショップネットワーク（現 APAMAN 株式会社）入社 2006 年 7 月 株式会社博展入社 2008 年 7 月 株式会社ウェブクルー入社 2012 年 7 月 株式会社イッカツ入社 2016 年 4 月 株式会社ウェブクルー退社 2018 年 3 月 株式会社イマジンフォレスト 代表取締役（現任） 2020 年 1 月 株式会社ジールアソシエイツ 社外取締役 2023 年 4 月 株式会社メディックス入社（現任） 2026 年 5 月 株式会社ジールアソシエイツ 社外取締役監査等委員に就任（現任）	(注) 3	0
取締役 (監査等委員)	—	曾根 泰彦	1956 年 8 月 5 日	1980 年 4 月 株式会社日本リクルートセンター入社（その後株式会社リクルートに社名変更） 2006 年 7 月 株式会社メディアファクトリー 監査役就任 2009 年 4 月 株式会社ゆこゆこ、株式会社ワールドメディアエージェンシー、株式会社旅行計画、株式会社シーナッツ 監査役就任 2009 年 7 月 株式会社北海道じゃらん、株式会社沖縄じゃらん 監査役 2012 年 4 月 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ、株式会社リクルートコミュニケーションエンジニアリング、アインスパートナーズ、株式会社働きがいのある会社所、株式会社ニジボックス、株式会社エモーチオ、RIP, RGIP、(株)Medeishakaers 監査役就任 2012 年 7 月 株式会社リクルートマネジメントパートナーズ、株式会社リクルートゼクシィなび、株式会社リクルート北関東マーケティング、株式会社リクルート西日本カーセンサー、株式会社リクルート北海道カーセンサー、株式会社リクルート東海カーセンサー 監査役就任 2016 年 6 月 株式会社リクルートホールディングス 内部監査室グループ監査役就任 2016 年 11 月 ゆこゆこホールディングス株式会社及び、株式会社ゆこゆこ 監査役（常勤）就任 2024 年 11 月 株式会社ジールアソシエイツ 監査役（常勤）就任 2026 年 5 月 同社 社外取締役監査等委員（常勤）に就任（現任）	(注) 3	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	—	阿久津 操	1958 年 1 月 15 日	1980 年 4 月 株式会社日本リクルートセンター入社 (その後株式会社リクルートに社名変更) 1995 年 7 月 株式会社エイブル入社 人事部長 1997 年 8 月 株式会社ブラザクリエイト入社 人事部長 1999 年 7 月 株式会社バックスグループ入社 総務部長 2002 年 3 月 株式会社アパマンショップネットワーク入社 (現 APAMAN 株式会社) 人事部長 2004 年 3 月 株式会社ココブリーズ設立 代表取締役 (現任) 2006 年 2 月 株式会社博展 監査役 2009 年 3 月 株式会社リブセンス 監査役 2014 年 6 月 弁護士ドットコム株式会社 監査役 (現任) 2015 年 5 月 BASE 株式会社 監査役 2015 年 12 月 CRG ホールディングス株式会社 監査役 2018 年 7 月 AI inside 株式会社 監査役 2019 年 11 月 株式会社エージェント 監査役 2021 年 6 月 AI inside 株式会社 社外取締役監査等委員 2022 年 3 月 株式会社ブラン・ドゥ 監査役 (現任) 2022 年 11 月 株式会社ジールアソシエイツ 監査役就任 2022 年 12 月 株式会社 AViC 社外取締役監査等委員 2024 年 7 月 アジアブリッジ株式会社 監査役 2026 年 5 月 株式会社ジールアソシエイツ 社外取 締役監査等委員に就任 (現任)	(注) 3	0
計						1,433,000

- (注) 1. 今森教仁氏、曾根泰彦氏、阿久津操氏は、社外取締役であります。
2. 2026 年 5 月 14 日から 2026 年 8 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026 年 5 月 14 日から 2027 年 8 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役 常務執行役員 永門優作は、代表取締役 社長執行役員 永門大輔の実弟であります。
5. 2026 年 3 月 12 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。本書に記載の株式数につきましては、これらの株式分割が該当期間の期首に行われたものと仮定して算出しております。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
社外取締役	今森 教仁	2026 年 5 月 14 日
社外監査役	曾根 泰彦	2026 年 5 月 14 日
社外監査役	阿久津 操	2026 年 5 月 14 日

(注) 当社は、2026 年 5 月 14 日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。そのため、社外取締役今森教仁氏及び社外監査役曾根泰彦氏、及び社外監査役阿久津操氏は 2026 年 5 月 14 日で退任し、新たに社外取締役 (監査等委員) として同日に就任しております。

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 7 名 女性 0 名 (役員のうち女性の比率 0 %)

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)の中間財務諸表について、永和監査法人により期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年 2 月 28 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	804,666	1,127,844
受取手形及び売掛金	※ 1 636,193	※ 1 340,571
仕掛品	37,180	47,060
原材料	1,915	1,786
前払費用	32,915	34,906
その他	3,482	2,154
流動資産合計	1,516,355	1,554,322
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	31,452	27,655
機械及び装置（純額）	3,089	2,831
器具及び備品（純額）	6,230	6,568
土地	309	309
有形固定資産合計	41,082	37,365
無形固定資産		
ソフトウェア	5,474	5,934
無形固定資産合計	5,474	5,934
投資その他の資産		
投資有価証券	949	1,255
出資金	2,020	2,020
長期前払費用	7,703	8,340
繰延税金資産	7,251	7,152
貸倒引当金	△300	△350
その他	73,794	92,324
投資その他の資産合計	91,418	110,742
固定資産合計	137,974	154,042
資産合計	1,654,330	1,708,365

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	344,206	210,218
1 年内返済予定の社債	10,000	5,000
1 年内返済予定の長期借入金	178,116	236,252
未払金	86,503	85,394
未払費用	6,636	3,695
未払法人税等	6,063	20,615
未払消費税等	24,640	16,124
預り金	13,044	13,935
賞与引当金	22,000	—
流動負債合計	691,210	591,235
固定負債		
長期借入金	634,263	769,323
資産除去債務	25,405	25,405
固定負債合計	659,668	794,728
負債合計	1,350,879	1,385,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,188	35,188
利益剰余金		
利益準備金	3,513	5,163
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	264,721	279,004
利益剰余金合計	268,234	284,167
株主資本合計	303,422	319,355
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28	236
評価・換算差額等合計	28	236
新株予約権	—	2,808
純資産合計	303,451	322,400
負債純資産合計	1,654,330	1,708,365

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日)
売上高	1,249,983	1,594,786
売上原価	863,280	1,139,956
売上総利益	386,703	454,829
販売費及び一般管理費	※ 1 365,173	※ 1 395,930
営業利益	21,530	58,898
営業外収益		
受取利息	364	1,114
受取配当金	3	5
受取保険金	—	280
補助金収入	364	141
キャッシュバック収入	239	—
その他	160	87
営業外収益合計	1,132	1,628
営業外費用		
支払利息	4,356	6,682
その他	184	282
営業外費用合計	4,541	6,964
経常利益	18,121	53,563
特別利益		
投資有価証券売却益	※ 2 6,275	—
特別利益合計	6,275	—
特別損失		
貸倒引当金繰入額	—	50
固定資産除却損	—	294
特別損失合計	—	344
税引前中間純利益	24,397	53,218
法人税等合計	※ 3 9,307	※ 3 20,786
中間純利益	15,090	32,432

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	35, 188	2, 049	224, 220	226, 269	261, 457
当中間変動額					
剰余金の配当	—	1, 464	△16, 104	△14, 640	△14, 640
中間純利益	—	—	15, 090	15, 090	15, 090
株主資本以外の 項目の当中間変 動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間変動額合計	—	1, 464	△1, 014	450	450
当中間期末残高	35, 188	3, 513	223, 206	226, 720	261, 908

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,065	5,065	266,523
当中間変動額			
剰余金の配当	—	—	△14,640
中間純利益	—	—	15,090
株主資本以外の 項目の当中間変 動額（純額）	△5,259	△5,259	△5,259
当中間変動額合計	△5,259	△5,259	△4,809
当中間期末残高	△194	△194	261,714

当中間会計期間（自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	35, 188	3, 513	264, 721	268, 234	303, 422
当中間変動額					
剰余金の配当	—	—	△18, 149	△18, 149	△18, 149
利益準備金の 積立	—	1, 649	—	1, 649	1, 649
中間純利益	—	—	32, 432	32, 432	32, 432
株主資本以外の 項目の当中間変 動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間変動額合計	—	1, 649	14, 282	15, 932	15, 932
当中間期末残高	35, 188	5, 163	279, 004	284, 167	319, 355

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	28	28	—	303,451
当中間変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△18,149
利益準備金の 積立	—	—	—	1,649
中間純利益	—	—	—	32,432
株主資本以外の 項目の当中間変 動額（純額）	207	207	2,808	3,016
当中間変動額合計	207	207	2,808	18,949
当中間期末残高	236	236	2,808	322,400

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	24,397	53,218
減価償却費	9,751	8,308
受取保険金	—	△280
補助金収入	—	△141
固定資産除却損	—	294
投資有価証券売却損益	△6,275	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△26,250	△22,000
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△20,000	—
受取利息及び受取配当金	△368	△1,119
支払利息	4,356	6,682
売上債権の増減額(△は増加)	85,114	295,622
棚卸資産の増減額(△は増加)	△12,994	△9,749
仕入債務の増減額(△は減少)	△138,787	△133,987
未払金の増減額(△は減少)	5,895	△2,538
その他	△35,902	△15,153
小計	△111,063	179,156
利息及び配当金の受取額	368	1,119
利息の支払額	△4,356	△6,682
法人税等の支払額	△31,090	△6,234
補助金の受取額	—	141
保険金の受取額	—	1,445
営業活動によるキャッシュ・フロー	△146,141	168,945
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△213	—
有形固定資産の売却による収入	—	454
無形固定資産の取得による支出	—	△2,300
投資有価証券の売却による収入	8,530	—
敷金及び差入保証金の差入による支出	—	△17,192
保険積立金の積立による支出	△164	△164
長期性預金の取得による支出	△1,200	△1,200
その他	—	129
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,951	△20,272

	前中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の償還による支出	△15,000	△5,000
長期借入による収入	—	280,000
長期借入金の返済による支出	△80,388	△86,804
新株予約権の発行による収入	—	2,808
配当金の支払額	△14,640	△16,499
財務活動によるキャッシュ・フロー	△110,028	174,505
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△249,217	323,178
現金及び現金同等物の期首残高	1,052,586	804,666
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 803,369	※ 1,127,844

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法より処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 仕掛品

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b. 原材料

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 2～39 年
- ・機械及び装置 12 年
- ・器具及び備品 4～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社では、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年8月31日)	当中間会計期間 (2026年2月28日)
売掛金	636,193千円	340,571千円
計	636,193千円	340,571千円

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
役員報酬	52,800千円	56,580千円
給料手当	171,064千円	157,724千円
法定福利費	32,292千円	30,372千円
地代家賃	6,676千円	13,445千円
減価償却費	9,751千円	8,308千円
賞与引当金繰入額	△5,007千円	△126千円
おおよその割合		
販売費	2%	2%
一般管理費	98%	98%

※2 投資有価証券売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
株式会社博展	6,275千円	—
計	6,275千円	—

※3 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	976	291,824	—	292,800

(変動事由の概要)

2024 年 11 月 18 日開催の取締役会決議により、2024 年 12 月 5 日付で普通株式 1 株につき 300 株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	292,800	—	—	292,800

(変動事由の概要)

2026 年 3 月 12 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行なっておりますが、上記株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	310,000	—	310,000	2,808
合計		—	—	310,000	—	310,000	2,808

(注) 2026 年 3 月 12 日付株式分割(普通株式 1 株につき 10 株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	803,369千円	1,127,844千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	803,369千円	1,127,844千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金をリスクの僅少な預金で運用しており、また、一部資金の効率的な運用を図ることを目的に株式等の運用を行っております。資金調達については銀行等の金融機関からの借入や社債、及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。営業債務である買掛金及び1年内返済予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、預り金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金や社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。これらの流動性リスクについては、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」「買掛金」「預り金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

前事業年度（2025 年 8 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	949	949	—
資産計	949	949	—
社債 (※)	10,000	9,964	△35
長期借入金 (※)	812,379	807,315	△5,063
負債計	822,379	817,279	△5,099

(※) 1 年内返済予定の社債については社債に、1 年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

当中間会計期間（2026 年 2 月 28 日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	1,255	1,255	—
資産計	1,255	1,255	—
社債 (※)	5,000	5,001	1
長期借入金 (※)	1,005,575	1,000,671	△4,903
負債計	1,010,575	1,005,672	△4,902

(※) 1 年内返済予定の社債については社債に、1 年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2025 年 8 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	804,666	—	—	—
受取手形及び売掛金	636,193	—	—	—
合計	1,440,860	—	—	—

当中間会計期間 (2026 年 2 月 28 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	1,127,844	—	—	—
受取手形及び売掛金	340,571	—	—	—
合計	1,468,415	—	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2025 年 8 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金	178,116	154,238	117,228	91,755	62,687	208,355
合計	188,116	154,238	117,228	91,755	62,687	208,355

当中間会計期間 (2026 年 2 月 28 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	5,000	—	—	—	—	—
長期借入金	236,252	187,654	161,464	131,523	284,222	4,460
合計	241,252	187,654	161,464	131,523	284,222	4,460

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2025年8月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
上場株式	771	—	—	771
上場投資信託	177	—	—	177
資産計	949	—	—	949

当中間会計期間（2026年2月28日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
上場株式	1,070	—	—	1,070
上場投資信託	185	—	—	185
資産計	1,255	—	—	1,255

(2) 時価をもって中間貸借対照表（貸借対照表）計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年8月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	9,964	—	9,964
長期借入金	—	807,315	—	807,315
負債計	—	817,279	—	817,279

当中間会計期間（2026年2月28日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	5,001	—	5,001
長期借入金	—	1,000,671	—	1,000,671
負債計	—	1,005,672	—	1,005,672

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2025年8月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	69	14	55
	(2) その他	177	156	20
	小計	247	171	75
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	702	723	△21
	(2) その他	—	—	—
	小計	702	723	△21
合計		949	894	54

当中間会計期間（2026年2月28日）

	種類	中間貸借対照表 計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	106	14	91
	(2) その他	1,149	879	269
	小計	1,255	894	361
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,255	894	361

２．売却したその他有価証券

前中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	8,530	6,275	—
合計	8,530	6,275	—

当中間会計期間（自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日）
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

- 1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

- 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回新株予約権
決議年月日	2025年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 310,000株
付与日	2025年12月13日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2027年12月14日 至 2035年12月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年3月12日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間会計期間（2026年8月期中間期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第 1 回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	310,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	310,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	—

権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2026年3月12日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	344
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 2026年3月12日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当中間会計期間において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

② 主な基礎数値及び見積方法

	第1回新株予約権
付与日の加重平均公正価値(円)	90.6
原資産価格 株式価値(円)	344
行使価格(円)	344
予想ボラティリティ(%) (注)	50.49
予想残存期間(年)	10
予想配当(%)	0
リスクフリー・レート(%)	1.6

(注) 1. 予想ボラティリティは、類似企業の直近10年間で存在する株価変動性に基づき算定しております。

2. 2026年3月12日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本事業所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年～5年と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
期首残高	24,041千円	25,405千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,364千円	—
中間期末(期末)残高	25,405千円	25,405千円

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

前中間会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

(単位:千円)

	エクスペリエンス デザイン事業
リアルイベント分野	1,057,706
商環境分野	130,485
デジタル×AI・その他分野	61,792
顧客との契約から生じる収益	1,249,983
その他収益	—
外部顧客への売上高	1,249,983

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

(単位:千円)

	エクスペリエンス デザイン事業
リアルイベント分野	1,580,041
商環境分野	10,009
デジタル×AI・その他分野	4,736
顧客との契約から生じる収益	1,594,786
その他収益	—
外部顧客への売上高	1,594,786

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項 (重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約により生じた債権は以下のとおりであります。

前中間会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

(単位:千円)

	期首残高	当中間会計期間残高
顧客との契約から生じた債権	487,648	402,533

当中間会計期間（自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日）

（単位：千円）

	期首残高	当中間会計期間残高
顧客との契約から生じた債権	636, 193	340, 571

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日）

当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

1. 製品及び分野ごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	帰属するセグメント名
株式会社フロンティアインターナショナル	198, 060	エクスペリエンスデザイン事業
株式会社ポケモン	132, 690	エクスペリエンスデザイン事業

当中間会計期間（自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日）

1. 製品及び分野ごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	帰属するセグメント名
株式会社フロンティアインターナショナル	198, 060	エクスペリエンスデザイン事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 9 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額	103.64円	109.15円

	前中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	5.15円	11.08円

- (注) 1. 当社は、2024年12月5日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。また、2026年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2025年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、2025年8月期中間期は潜在株式が存在しないため、2026年8月期中間期は潜在株式が存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	303,451	322,400
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	303,451	322,400
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,928,000	2,928,000

4. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益		
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	15,090	32,432
普通株式に係る中間純利益(千円)	15,090	32,432
期中平均株式数(株)	2,928,000	2,928,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 5 月 28 日

株式会社ジールアソシエイツ
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 嘉 基
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 荒 川 栄 一
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジールアソシエイツの 2025 年 9 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日までの第 25 期事業年度の中間会計期間（2025 年 9 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジールアソシエイツの 2026 年 2 月 28 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国

において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上